



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1
- 海岸保全区域の指定の変更（海岸防災課）…………… 1

**公 告**

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 4
- 技能検定の実施（労働政策課）…………… 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部警務課）…………… 5

**公安委員会事項**

- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件…………… 6

## 告 示

### 沖縄県告示第404号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
名護加入区	主としてまぐろ一本釣漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業）	名護市字汀間39番地の3 大城久和 名護市字汀間39番地の4 大城一男

### 沖縄県告示第405号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成28年沖縄県告示第483号で同意の認定をした港川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和2年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第406号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和55年沖縄県告示第48号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和2年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	浦添海岸	港川～牧港地区海岸	<p>基点1から基点141までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点7までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点141と補助点7を直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点1 四等三角点空寿崎（北緯26度16分25秒3513、東経127度42分30秒3251）から212度14分08秒487.474メートルの地点</p> <p>基点2 基点1から17度44分00秒20.684メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から16度33分25秒19.300メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から18度53分10秒16.065メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から15度46分40秒23.901メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から26度33分54秒6.037メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から24度45分07秒29.174メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から311度11分01秒2.390メートルの地点</p> <p>基点9 基点8から311度10分24秒3.443メートルの地点</p> <p>基点10 基点9から207度09分57秒3.710メートルの地点</p> <p>基点11 基点10から311度11分50秒2.399メートルの地点</p> <p>基点12 基点11から221度10分26秒0.901メートルの地点</p> <p>基点13 基点12から311度09分58秒1.628メートルの地点</p> <p>基点14 基点13から16度47分16秒0.495メートルの地点</p> <p>基点15 基点14から311度10分38秒8.167メートルの地点</p> <p>基点16 基点15から41度10分38秒2.482メートルの地点</p> <p>基点17 基点16から311度08分44秒0.799メートルの地点</p> <p>基点18 基点17から280度19分58秒0.184メートルの地点</p> <p>基点19 基点18から221度10分57秒1.625メートルの地点</p> <p>基点20 基点19から229度46分30秒0.297メートルの地点</p> <p>基点21 基点20から243度15分51秒0.300メートルの地点</p> <p>基点22 基点21から256度20分01秒0.300メートルの地点</p> <p>基点23 基点22から268度50分19秒0.296メートルの地点</p> <p>基点24 基点23から285度07分08秒0.295メートルの地点</p> <p>基点25 基点24から297度52分01秒0.295メートルの地点</p> <p>基点26 基点25から310度36分05秒0.157メートルの地点</p> <p>基点27 基点26から311度08分29秒8.700メートルの地点</p> <p>基点28 基点27から315度30分58秒0.314メートルの地点</p> <p>基点29 基点28から332度22分44秒0.291メートルの地点</p> <p>基点30 基点29から344度47分44秒0.297メートルの地点</p> <p>基点31 基点30から358度38分59秒0.297メートルの地点</p> <p>基点32 基点31から14度02分10秒0.297メートルの地点</p> <p>基点33 基点32から24度28分05秒0.195メートルの地点</p> <p>基点34 基点33から35度09分15秒0.260メートルの地点</p> <p>基点35 基点34から41度12分43秒1.659メートルの地点</p> <p>基点36 基点35から311度12分14秒1.196メートルの地点</p> <p>基点37 基点36から221度14分28秒1.661メートルの地点</p> <p>基点38 基点37から230度01分05秒0.291メートルの地点</p> <p>基点39 基点38から242度07分23秒0.293メートルの地点</p> <p>基点40 基点39から254度55分01秒0.292メートルの地点</p> <p>基点41 基点40から269度02分19秒0.298メートルの地点</p> <p>基点42 基点41から282度29分12秒0.296メートルの地点</p> <p>基点43 基点42から294度04分32秒0.206メートルの地点</p> <p>基点44 基点43から308度07分15秒0.266メートルの地点</p> <p>基点45 基点44から311度10分47秒8.703メートルの地点</p> <p>基点46 基点45から313度38分56秒0.300メートルの地点</p> <p>基点47 基点46から332度07分59秒0.295メートルの地点</p> <p>基点48 基点47から342度13分10秒0.304メートルの地点</p> <p>基点49 基点48から358度51分29秒0.301メートルの地点</p> <p>基点50 基点49から13度48分10秒0.297メートルの地点</p> <p>基点51 基点50から31度06分45秒0.462メートルの地点</p> <p>基点52 基点51から41度01分51秒3.269メートルの地点</p> <p>基点53 基点52から38度06分28秒16.746メートルの地点</p> <p>基点54 基点53から38度09分09秒17.638メートルの地点</p> <p>基点55 基点54から38度13分17秒17.613メートルの地点</p> <p>基点56 基点55から44度12分27秒14.366メートルの地点</p> <p>基点57 基点56から45度21分12秒14.337メートルの地点</p>

	基点58	基点57から46度21分58秒7.354メートルの地点
	基点59	基点58から46度37分19秒4.597メートルの地点
	基点60	基点59から5度54分57秒9.799メートルの地点
	基点61	基点60から276度05分14秒3.800メートルの地点
	基点62	基点61から6度05分13秒0.500メートルの地点
	基点63	基点62から96度07分45秒0.150メートルの地点
	基点64	基点63から6度05分29秒9.000メートルの地点
	基点65	基点64から276度07分45秒0.150メートルの地点
	基点66	基点65から6度05分13秒0.500メートルの地点
	基点67	基点66から96度04分20秒3.800メートルの地点
	基点68	基点67から6度05分35秒3.787メートルの地点
	基点69	基点68から6度05分18秒4.648メートルの地点
	基点70	基点69から330度45分56秒4.763メートルの地点
	基点71	基点70から6度00分18秒107.995メートルの地点
	基点72	基点71から70度18分44秒175.140メートルの地点
	基点73	基点72から333度24分34秒2.013メートルの地点
	基点74	基点73から15度35分34秒4.464メートルの地点
	基点75	基点74から333度26分06秒2.012メートルの地点
	基点76	基点75から352度34分07秒6.958メートルの地点
	基点77	基点76から311度38分01秒2.408メートルの地点
	基点78	基点77から5度21分21秒6.428メートルの地点
	基点79	基点78から105度40分13秒5.920メートルの地点
	基点80	基点79から31度36分27秒7.632メートルの地点
	基点81	基点80から13度50分33秒7.105メートルの地点
	基点82	基点81から68度11分36秒10.232メートルの地点
	基点83	基点82から177度40分42秒7.406メートルの地点
	基点84	基点83から246度02分15秒4.924メートルの地点
	基点85	基点84から165度15分23秒7.859メートルの地点
	基点86	基点85から133度15分51秒7.004メートルの地点
	基点87	基点86から161度51分11秒6.104メートルの地点
	基点88	基点87から157度17分25秒4.662メートルの地点
	基点89	基点88から85度13分14秒3.613メートルの地点
	基点90	基点89から135度00分00秒3.253メートルの地点
	基点91	基点90から155度41分44秒3.401メートルの地点
	基点92	基点91から177度36分51秒4.804メートルの地点
	基点93	基点92から167度49分43秒5.217メートルの地点
	基点94	基点93から274度44分24秒2.408メートルの地点
	基点95	基点94から192度41分00秒4.099メートルの地点
	基点96	基点95から261度08分45秒4.554メートルの地点
	基点97	基点96から308度59分27秒2.702メートルの地点
	基点98	基点97から241度57分26秒1.700メートルの地点
	基点99	基点98から296度32分22秒2.012メートルの地点
	基点100	基点99から244度47分56秒1.879メートルの地点
	基点101	基点100から185度58分28秒36.498メートルの地点
	基点102	基点101から93度58分36秒18.745メートルの地点
	基点103	基点102から110度58分13秒6.427メートルの地点
	基点104	基点103から150度25分20秒8.509メートルの地点
	基点105	基点104から193度38分12秒17.390メートルの地点
	基点106	基点105から161度13分55秒10.878メートルの地点
	基点107	基点106から172度24分14秒36.319メートルの地点
	基点108	基点107から141度25分08秒33.515メートルの地点
	基点109	基点108から139度18分52秒30.067メートルの地点
	基点110	基点109から57度34分44秒8.766メートルの地点
	基点111	基点110から72度02分44秒26.280メートルの地点
	基点112	基点111から145度54分07秒31.398メートルの地点
	基点113	基点112から128度49分16秒148.509メートルの地点
	基点114	基点113から81度26分14秒28.214メートルの地点
	基点115	基点114から161度29分32秒127.284メートルの地点
	基点116	基点115から116度33分54秒2.012メートルの地点
	基点117	基点116から87度44分03秒25.320メートルの地点
	基点118	基点117から340度06分26秒133.145メートルの地点
	基点119	基点118から340度14分19秒72.469メートルの地点
	基点120	基点119から45度27分26秒185.623メートルの地点
	基点121	基点120から315度40分41秒35.783メートルの地点
	基点122	基点121から45度09分01秒53.600メートルの地点
	基点123	基点122から45度14分02秒17.324メートルの地点
	基点124	基点123から356度49分04秒48.676メートルの地点

	基点125	基点124から4度01分37秒42.706メートルの地点
	基点126	基点125から86度40分58秒247.217メートルの地点
	基点127	基点126から176度44分56秒123.500メートルの地点
	基点128	基点127から171度52分12秒4.243メートルの地点
	基点129	基点128から177度27分50秒22.623メートルの地点
	基点130	基点129から130度47分09秒6.736メートルの地点
	基点131	基点130から150度48分09秒7.790メートルの地点
	基点132	基点131から117度06分37秒4.606メートルの地点
	基点133	基点132から80度18分40秒4.159メートルの地点
	基点134	基点133から68度44分58秒3.863メートルの地点
	基点135	基点134から43度18分14秒31.056メートルの地点
	基点136	基点135から50度53分56秒6.185メートルの地点
	基点137	基点136から67度13分03秒5.423メートルの地点
	基点138	基点137から81度15分14秒3.946メートルの地点
	基点139	基点138から89度17分02秒200.319メートルの地点
	基点140	基点139から90度55分21秒124.018メートルの地点
	基点141	基点140から1度57分29秒11.707メートルの地点
	補助点1	基点1から324度44分14秒238.698メートルの地点
	補助点2	補助点1から6度12分52秒284.477メートルの地点
	補助点3	補助点2から65度01分11秒384.578メートルの地点
	補助点4	補助点3から92度12分27秒288.019メートルの地点
	補助点5	補助点4から64度26分29秒165.273メートルの地点
	補助点6	補助点5から86度39分53秒239.008メートルの地点
	補助点7	補助点6から106度41分01秒417.274メートルの地点

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年9月18日から令和3年1月18日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。

令和2年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和2年8月14日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドン・キホーテ豊見城店 豊見城市字翁長崎浜854番地1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 吉田直樹
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 吉田直樹
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年4月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,720平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 213台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 68台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 117平方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 27.73立方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。)

いて縦覧に供する。)

- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和2年度後期技能検定（追加実施分）を次のとおり実施する。

令和2年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 後期実施

- (1) 技能検定の実施職種（作業） 2級 造園（造園工事作業）
- (2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	令和2年12月4日（金曜日）から令和3年2月21日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	令和3年2月14日（日曜日）に実施する職種 2級 造園	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	令和3年3月19日（金曜日）	

- (3) 受検手続 技能検定受検申請書を令和2年10月5日（月曜日）から同月16日（金曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。

2 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年9月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 男性警察官用冬服上衣 216着（予定）
- (2) 男性警察官用冬服ズボン（アジャスター付き） 548本（予定）
- (3) 男性警察官用冬活動服上衣 206着（予定）
- (4) 男性警察官用冬合ワイシャツ 668着（予定）
- (5) 男性警察官用雨衣上衣 164着（予定）
- (6) 男性警察官用雨衣ズボン 164本（予定）
- (7) 男性警察官用防寒服Ⅰ種（コートタイプ） 90着（予定）
- (8) 男性警察官用防寒服Ⅱ種（ブルゾンタイプ） 10着（予定）
- (9) 男性警察官用手袋 206双（予定）

- (10) 男性警察官用合服上衣 84着 (予定)
  - (11) 男性警察官用合服ズボン 84本 (予定)
  - (12) 男性警察官用合活動服上衣 84着 (予定)
  - (13) 男性警察官用夏服上衣 (長袖) 254着 (予定)
  - (14) 男性警察官用夏服上衣 (半袖) 254着 (予定)
  - (15) 男性警察官用夏服ズボン (アジャスター付き) 474本 (予定)
  - (16) 男性警察官用ネクタイ 230本 (予定)
  - (17) 男性警察官用ベルト 187本 (予定)
  - (18) 女性警察官用冬服上衣 114着 (予定)
  - (19) 女性警察官用冬服スカート 5着 (予定)
  - (20) 女性警察官用冬服ズボン (左右ポケット付き) 151本 (予定)
  - (21) 女性警察官用冬服ベスト 79着 (予定)
  - (22) 女性警察官用冬活動服上衣 88着 (予定)
  - (23) 女性警察官用冬合ワイシャツ 234着 (予定)
  - (24) 女性警察官用雨衣上衣 62着 (予定)
  - (25) 女性警察官用雨衣ズボン 62本 (予定)
  - (26) 女性警察官用防寒服Ⅰ種 (コートタイプ) 42着 (予定)
  - (27) 女性警察官用防寒服Ⅱ種 (ブルゾンタイプ) 10着 (予定)
  - (28) 女性警察官用手袋 72双 (予定)
  - (29) 女性警察官用合服上衣 47着 (予定)
  - (30) 女性警察官用合服スカート 5着 (予定)
  - (31) 女性警察官用合服ズボン 26本 (予定)
  - (32) 女性警察官用合服ベスト 26着 (予定)
  - (33) 女性警察官用合活動服上衣 26着 (予定)
  - (34) 女性警察官用夏服上衣 (長袖) 117着 (予定)
  - (35) 女性警察官用夏服上衣 (半袖) 117着 (予定)
  - (36) 女性警察官用夏服スカート 5着 (予定)
  - (37) 女性警察官用夏服ズボン (左右ポケット付き) 163本 (予定)
  - (38) 女性警察官用夏服ベスト 72着 (予定)
  - (39) 女性警察官用ネクタイ 116本 (予定)
  - (40) 女性警察官用ベルト 41本 (予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
  - 3 落札者を決定した日 令和2年8月12日
  - 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ニチハン繊維 糸満市西崎町四丁目21番地7
  - 5 落札金額 47,429,965円
  - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 7 入札の公告を行った日 令和2年7月3日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第170号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年9月18日

沖縄県公安委員会

#### 1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」とい

う。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

(2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和2年11月11日(水曜日)から同月18日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から午後5時まで(令和2年11月18日にあつては、午後3時55分まで)	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】11月18日(水曜日)	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和2年11月16日(月曜日)から同月18日(水曜日)まで	午前9時から午後5時まで(令和2年11月18日にあつては、午後3時55分まで)	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】11月18日(水曜日)	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務(以下「当該警備業務」という。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

#### 5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

##### ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

##### イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

#### 6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和2年9月28日（月曜日）から同年10月2日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

#### 8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

#### 沖縄県公安委員会告示第171号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年9月18日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和2年11月11日（水曜日）から同月17日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和2年11月17日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室（令和2年11月16日及び同月17日にあつては、第2教室）
	【考査】11月17日（火曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和2年11月16日（月曜日）及び同月17日（火曜日）	午前9時から午後5時まで（令和2年11月17日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第2教室
	【考査】11月17日（火曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
  - ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
  - イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和2年9月28日（月曜日）から同年10月2日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
  - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--